

所より出て中より入る年古法を犯して橋を
渡し多量の舟のあより中より桑送しし然
ありその後火災おなぐ所りき橋のきくし
位より東西の二軒は眼を病て盲くしもの
多くありふ思候なり事之按さるに古は
色当社の後川よりありりりや当河流
ハ堤の水のこ今ハ汚穢な河のものを
洗ひ濯ぐがゆに邪罪もありりや古記曰
六十四代 山融院御宇當社威効遍滿
天下所以運歩者其望忽成就繫湏輩者

其願恣相從雖尔若觸穢類若輕忽族刑
彼罰此但衆生常習不信者溢国郡信心
者全村里是以載冥德者稀尠被神罰者
實多然間於天聽奏達之奉成宣命於西
所大菩薩者也云々菩薩号をのみ事ハ予
を仍を志しし我々の神をも菩薩と稱し
なり我々史にもあれを相追て釋へしと信
の事を罪しあるといふ又我ハ予はあて
是を伝む

旧記曰百年以前は當村の川今の川筋あり